

2021年11月

2017年(平成29年)以前に  
NISA口座を開設していただいているお客さまへ

## NISA 口座のみなし廃止に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度税制改正により、NISA口座の「のみなし廃止」制度が設けられ、当金庫に2017年(平成29年)以前にNISA口座を開設されているお客さまのうち、以下の2つの要件の両方に該当する場合、2022年(令和4年)1月1日をもって NISA 口座が廃止されます。

### <NISA 口座がのみなし廃止される要件(①かつ②)>

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| ① | 2017年分の一般 NISA の非課税投資枠が設定されている     |
| ② | 2018年以降は一般 NISA、つみたて NISA を利用していない |

該当するお客さまのうち、2022年(令和4年)以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方、および当該NISA口座で保有する2021年(令和3年)12月末で非課税期間が終了する投資信託のロールオーバー※を希望される方は、**2021年(令和3年)12月30日(木)までに**、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書を提出していただくなどの所要の手続きを行っていただく必要があります。

※ 2021年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託については、ロールオーバーの手続きをされなかった場合、課税口座(一般口座または特定口座)に移管されます。

※※詳しくは、当金庫お取引店までお問合せください※※

敬 具

商号等 飯田信用金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)第252号 加入協会 なし



IIDA SHINKIN BANK  
飯田信用金庫

